

※写真撮影に当たっての傍聴人の守るべき事項

山陽小野田市議会傍聴規則第7条に規定する「傍聴人の守るべき事項」に加え、撮影の許可を受けた者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- 1 写真撮影のみを行うこと。(動画の撮影及び録音を行わないこと。)
- 2 撮影したデータを市議会事務局職員に閲覧させること。
- 3 照明の使用(フラッシュ撮影を含む)をしないこと。
- 4 撮影を行う場所は、市議会事務局職員の指示する傍聴席内の指定位置とし、みだりに移動しないこと。
- 5 他の傍聴人を写さないこと。
- 6 写真及びそのデータの使用に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
- 7 目的外に使用しないこと。
- 8 市議会事務局が用意した腕章を着用すること。
- 9 その他、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮し、議長及び市議会事務局職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合には、本許可を取り消す場合があります。なお、許可を取り消した場合には、当該写真及び撮影データを破棄していただきます。また、次回以降の申請を不許可とする場合があります。

上記の内容を全て確認しましたので、同意します。(レ点チェック)

市議会記入欄

本申請を、 **許可します** ・ **不許可とします**

山陽小野田市議会議長

備考

本許可に基づいて撮影したデータを確認しました。(レ点チェック(事務局))